

平成 27 年 3 月 23 日

学校法人徳山教育財団行動計画

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 所定外労働の削減をするため、ノー残業デイを設定、実施する。

<対策>

平成 27 年 4 月～ 所定外労働の実態把握

平成 27 年 6 月～ 管理職を対象にした意識改革のための研修実施

平成 27 年 7 月～ ノー残業デイの実施

目標 2 年次有給休暇の取得の促進のため、健康管理・増進などの目的を含めて積極的に進める。

<対策>

平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得の実態把握

平成 27 年 6 月～ 管理職を対象にした意識改革のための研修実施

平成 27 年 7 月～ 有給休暇促進月間の実施